

平成30年4月19日

東京都知事

小池百合子様

中央区長 矢田美英

### 築地市場移転後のまちづくりに関する要望について

日頃より、中央区政の推進にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

築地市場の移転につきましては、本年10月11日に豊洲市場を開場することが、昨年12月に正式に決定し今日まで約4ヶ月が経過しておりますが、この間、東京都や市場関係者との調整により、具体的な市場機能の移転方法や具体的な工程等の検討が進められているものと認識しております。

また、本区としては、これまで一貫して述べてきましたとおり、築地市場と一体的に築地ブランドの発展に寄与してきた場外市場については、市場移転後も食文化の拠点として築地が育んできた活気と賑わいを継承していくことが極めて重要であると考えております。市場移転前後の間も途切れることなく、築地ブランドが今後とも発展していくよう東京都とこれまで以上の緊密な連携を図りながら、場外市場に対する支援等について地元区として全力で取り組んでいく所存であります。

本区としては、市場移転まで時間の無い中で、平成28年3月31日付けで中央卸売市場長と中央区長により「東京都中央卸売市場築地市場跡地の暫定貸付けに関する覚書」（以下「覚書」という。）を締結していることから、対象とする貸付地約4,500㎡（以下「暫定貸付地」という。）及び市場移転に伴う下記の喫緊の課題等について、調整を加速し、早期に結論を得たいと考えておりますので、今般、都知事宛て要望させていただきます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、世界中から注目を受ける大都市東京の一大転換期を迎える今こそ、叡智を集結して将来にわたる東京の持続的発展を実現していかなければなりません。是非とも意を汲んだご対応方よろしく願います。

## 1 市場移転日以降の暫定貸付地の速やかな貸付等について

暫定貸付地の使用用途として、築地への来街者及び事業者用の駐車場及び荷下ろし場として使用するものですが、従前の調整の中で暫定貸付地には、都において仮囲いが設置されるものと認識しております。しかし、場外市場の事業者が継ぎ目無く円滑に事業機能を継続するため、本区において屋根の設置等の準備工事も行わなければならない、本年10月11日以降できる限り速やかに貸付けを開始していただきたい。

## 2 暫定貸付地の拡大について

地元区としても暫定貸付地の利用等について場外市場の関係団体等と具体的な協議を重ねておりますが、当該貸付地は出入り口が海幸橋門一箇所となっていることから、事業者及び来街者の導線が錯綜することが想定されます。また、買荷保管所2棟が海幸橋門側にあることから、荷下ろしスペースと車両・歩行導線が交差することも想定されます。そのため、より安全で効率的な利用を図る観点から暫定貸付地の拡大が図られるよう検討していただきたい。

## 3 月島地域等の交通環境の改善について

都心と臨海部にある勝どきや晴海など月島地域の交通環境の改善を図ることは、本区のみならず東京の将来の発展において極めて重要な課題です。豊洲市場開場により、これまでと人の流れが変わることを踏まえて路線バスルートの再編・拡充を確実に行っていただきたい。

なお、市場移転後に、単に既設の都バスルートの増便や、これまでの新橋駅から築地市場へのルートを豊洲市場へのルートへと変更するのではなく、市場関係者等の利用実態を踏まえて築地、勝どき、晴海などに停車する、利便性の高い都バスルートを確保していただきたい。

## 4 市場移転の着実な実施とその後の課題について

市場移転に向けては、各種調整が鋭意進められているものと受け止めておりますが、上記のみならず猫の保護、ねずみ対策や豊洲市場への引越、築地市場解体工事など数多くの課題があります。また、移転後においては、本区の重要な課題である交通問題の解消に向け、環状第二号線の整備やBRTの運行開始などの課題もあります。特に環状第二号線の暫定道路については、できる限り早期に上下線を同時に開通させることが地元の意向であり、区としても肝要であると考えております。こうした諸課題の解決のためには、地元自治体である本区との連携、地元の理解が不可欠であり、関係者はもとより本区とも緊密に連絡、調整を図り、着実な市場移転を実施していただきたい。